

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成26年4月3日（平成26年（行情）諮問第166号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（行情）答申第223号）

事件名：「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」の調査過程で主管課が取得・作成した文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる15文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、文書17（1枚目（上部メモ書きを除く。）ないし6枚目）を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成25年6月28日付け情報公開第01389号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法5条3号及び5号を理由に不開示とされた部分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 以下のことから原処分は無効である。

（ア）原処分の不開示理由一覧のうちの不開示理由の一つに「公にしないことを前提とした関係国等との協議に関する情報であり」と記載されている。法5条3号は、公にしないことを前提としているか、していないかにかかわらず、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と定めているにすぎない。同様に同条5号も、「公にしないことを前提とした」との独自の条件を付加することにより、法5条3号及び5号の解釈を不当に広げている。そもそも、「公にしないことを前提とした」となぜ言えるのか、根拠が明らかでない。

（イ）法5条3号及び5号に該当するとして不開示とされた文書の名称などは、原処分の開示請求対象行政文書一覧表によれば、文書7の報告書、文書8の報告書案①、文書11の報告書案②、文書12のイラク検証関連資料①、文書15のイラク検証関連資料②及び文書

17の対外公表案である。これらの文書がまるごと法5条3号及び5号に該当するとは、社会常識に照らして考えにくい上、丸ごと該当すると処分庁が判断した根拠も不明である。

イ 以上のとおり、原処分は法に違反している。よってその取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

## (2) 意見書

ア 諮問庁は原処分の不開示理由一覧のうちの不開示理由の一つにおいて極めて広範囲、大量に不開示としており、文書ごとに、不開示とした箇所と頁数は以下のとおりである。

文書2（不開示10ヶ所，合計252頁）

文書3（同10ヶ所，合計535頁）

文書4（同10ヶ所，合計463頁）

文書5（同14ヶ所，合計363頁）

文書6（同18ヶ所，合計206頁）

文書9（同3ヶ所，合計47頁）

文書10（同7ヶ所，合計292頁）

文書13（同6ヶ所，合計45頁）

文書14（同2ヶ所，合計20頁）

当該不開示部分は、これら9件の文書で合計80ヶ所、2,223頁に達する。1ヶ所平均28頁である（ $2,223 \div 80 = 27.7875$ ）。当該不開示部分の法5条該当号は「3号、5号」と記載されている。諮問庁はこの9件の80ヶ所、2,223頁のすべての記述が、同条3号及び5号に同時に該当すると判断したのか、あるいは3号または5号のどちらかに該当すると判断したのか、明らかにしていない。後者（3号または5号のどちらかに該当と判断）だとすれば、2,223頁のうちどこが3号に該当し、どこが5号に該当すると判断したのか、明らかにすべきである。前者（3号と5号に同時に該当と判断）も理論的にあり得ないが、3号はもっぱら他国や国際機関との関係について定め、5号はもっぱら国の機関内部のことについて定めているのであり、本来はまったく別のものである。2,223頁の記述のすべてが3号と5号に同時に該当するという説明は、常識的にいって考えにくい。審査会はまず、当該不開示部分について、諮問庁に明快な説明を求めるべきである。その説明を聞いて、どう判断したのか、答申書において具体的に明らかにされたい。

イ 諮問庁は理由説明書の「異議申立人の主張について」で、「処分庁は、これらの文書そのものが『公にしないことを前提とし』で作成されたものであるために不開示と判断したわけではなく」と述べている。あたかも異議申立人が、そうした主張をしているかのような記述であ

るが、異議申立人は異議申立書で、「処分庁は『公にしないことを前提とした』との独自の条件を付加することにより」と述べているに過ぎず、諮問庁の主張は異議申立人の主張を不当に歪曲したものである。この部分を除けば、諮問庁は理由説明書で、原処分の不開示理由一覧の説明を繰り返しているに過ぎず、何ら説得力のある説明をなし得ていない。

外国や国際機関との当該やりとりが、公にしないことを前提として行われたものであるか否かが、法5条3号、あるいは5号に該当するか否かに影響を与える可能性があることは言うまでもないが、公にしないことを前提として行われたやりとりが全て直ちに3号あるいは5号に自動的に該当するわけではない、ということもまた、法の一般的な解釈からして当然である。

そもそも諮問庁はかねて「公にしないことを前提として行われたやりとり」と述べて情報を明らかにしないことが頻繁にある。審査会におかれては、この説明の根拠をきちんと確認し、どのように判断したのか、答申書において具体的に明らかにされたい。

ウ 諮問庁は法5条3号及び5号に該当するとして、文書7、文書8、文書11、文書12、文書15及び文書17を不開示とした。

はじめに、文書7について検討する。諮問庁は理由説明書で「文書7は法5条3号及び5号に照らして全体として開示になじむものではないと判断した」と述べている。上記アで述べたとおり、3号及び5号に同時に該当することは理論的にあり得ないが、6件の文書の全ての記述が3号と5号に同時に該当するという説明は、常識的に受け入れがたい。6件の文書のすべての記述が、3号または5号のどちらかに該当すると主張するのであれば、どこが3号に該当し、どこが5号に該当するのか、具体的に明らかにすべきである。行政文書は公開が大原則であり、「全体として開示になじむものではない」というあいまいな理由によって明らかにしないことは法の精神を踏みにじるに等しい。

諮問庁は、理由説明書において、「『報告の主なポイント』を新たに作成し、すでに公表していることに留意する必要がある」と述べている。この記述の意味は必ずしも明確でないが、「報告の主なポイント」なるものを公表したことは、法5条が不開示を認めている要件と何ら関係がなく、公開が原則である行政文書を開示しなくてもよい理由にならない。「わざわざ公表用の資料を作ったのだから、そちらを見ればいいではないか」という趣旨の主張をしているのであれば、これは法に対する冒涇である。審査会には毅然とした対応が強く望まれる。

なお、諮問庁が理由説明書で述べているように、諮問庁は文書7の内容を精査して「報告の主なポイント」なるものを別途作成して公表したのであるから、文書7の中には公表しても問題がないと諮問庁が判断できる要素が多分に含まれていると考えるのが自然である。「全体として開示になじむものではない」というあいまいな理由で全てを不開示とするのは許されない。

文書8及び文書11については、上記を踏まえて改めて吟味すべきである。

文書12及び文書15は、理由説明書によれば、「報告書の内容や構成の部内検討に係る文書及び検証方法の部内検討（人員、期間、検証対象、調査方法等）に係る文書」である。異議申立人は、「これら文書を公開することにより、文書7（報告書）の内容を推察することが可能となる」との諮問庁の主張を全面的に否定するものではない。しかし、理由説明書の上記記述が正しいとすれば、文書12及び文書15の主な内容は、諮問庁における作業の計画や段取りに関する事務的なものであると考えられる。すなわち、文書7の内容そのものだけで構成されているわけではないし、イラク戦争に関する関係国や国際機関との協議のやりとり、同じく政府部内の意見交換の内容そのものだけで構成されているわけでもない。法5条3号及び5号に該当する部分と該当しない部分をきちんと峻別すべきである。

また、諮問庁が主張する、文書12及び文書15を公開することにより可能となる文書7の内容についての「推察」が、果たしてどの程度の精度であると見込まれるのか不明である。文書7の重要部分の全部または一部をほぼ実態に近い形で認識し得る程度である可能性があるし、「こんなことが書かれているのであろうか」とおぼろげに想像できる程度である可能性もある。後者であれば不開示は不合理である。前者であるとしても、文書7についての原処分が見直される場合には、当然に再検討されるべきである。

諮問庁は文書17について、「対外公表文作成過程において作成された文書である」と説明している。「これらを公表することにより、対外公表文作成に際しての協議の内容を推察することが可能となる」との主張は理解できないでもないが、そのことを理由に、「関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び政府部内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる」とまで言うのは論理の飛躍である。仮に諮問庁が懸念する事態を招く可能性がある要素が含まれているとすれば、その要素を除いて開示すれば済むのであって、文書をまるごと不開示とした原処分は理由を見出し難い。

文書7以外の文書についても、審査会において、上記を踏まえて中立、公正な検討が丁寧になされ、そのことが答申書において具体的かつ丁寧に説明されることを希望する。

エ 米英等によるイラクへの武力行使に対しては、開戦前から世界的に議論を呼んだ。米国政府が開戦の理由にしたイラクの大量破壊兵器は結局見つからず、大義のない戦争で多数のイラク市民が命を落としたという評価が世界的に定着している。軍事作戦に参加した国々では、参戦の是非をめぐって大きな議論が起き、政権交代に至る国が相次いだ。一部の国では参戦の判断が妥当だったのかどうかの検証も行われた。通常政策に対するチェック以上に、政府が戦争にどのように対応したのかが厳しく問われるのは、民主主義社会では当然のことである。あいまいな理由を掲げて情報を隠すことがあってはならない。審査会は人類に対して大変重い責任が問われる判断を求められていることを自覚されたい。

#### オ 結論

既に述べたとおり、諮問庁の原処分及び理由説明書における主張は理由が明らかではなく、不当であるばかりか、法に違反している疑いがある。審査会は、我が国の平和と民主主義に不可欠な情報公開制度の適切な運用を確保するため、大変重い責任を担っていることを強く自覚し、諮問庁の説明を漫然と追認することなく、同制度の適切な運用を実質的に確保、増進する方向で主体的に検討されたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

処分庁は、「平成24年12月21日に外務省が発表した『対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）』の調査過程で主管課が取得・作成したすべての文書、さらにそれらの文書を収録したすべての行政文書ファイル名とインデックス（目次）が分かる資料」との開示請求に対し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、相当の部分の決定として1文書を特定の上、開示を行った後、18文書を特定の上、2文書を開示、10文書を部分開示、6文書を不開示とする原処分を行った。

##### (2) 不開示とした理由について

ア 文書2、文書3、文書4、文書5、文書6、文書9、文書10、文書13及び文書14の不開示部分は、公にしないことを前提とした関係国等との協議に関する情報であり、公にすることにより、関係国等との信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該

当し，不開示とした。

イ 文書 7，文書 8，文書 11，文書 12，文書 15 及び文書 17 は，公にすることにより，他国との信頼関係を損なうおそれ，または他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに，当該文書は我が国政府部内の協議の内容に関する記録であって，公にすることにより政府部内の率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため，法 5 条 3 号及び 5 号に該当し，不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は，文書 2，文書 3，文書 4，文書 5，文書 6，文書 9，文書 10，文書 13 及び文書 14 の不開示部分の不開示理由に関し，処分庁は「公にしないことを前提とした」との独自の条件を付加することにより，法 5 条 3 号及び 5 号の解釈を不当に広げていると述べているが，同文書は，関係国との直接的なやりとりが記録された公電やイラク戦争当時の情勢分析に関する資料等である。処分庁は，これらの文書そのものが「公にしないことを前提とし」て作成されたものであるために不開示と判断したわけではなく，文書の内容が「公にしないことを前提とした」各国とのやりとりや協議に関する協議を含むものであることから，これらの文書について法 5 条 3 号及び 5 号が従来認めている「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」及び「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」並びに「政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」の有無を個別具体的に判断した上で当該部分を不開示とした。したがって，「公にしないことを前提とした」との独自の条件を付加して法 5 条 3 号及び 5 号の解釈を不当に広げているとの指摘は当たらない。

イ 異議申立人は，全部不開示とされた文書 7，文書 8，文書 11，文書 12，文書 15 及び文書 17 に関し，これらの文書がまるごと法 5 条 3 号及び 5 号に該当するとは，社会常識に照らして考えにくい上，まるごと該当すると処分庁が判断した根拠も不明であると述べているが，文書 7 は，平成 15 年のイラク戦争に関する我が国の対応に関する報告書そのものであり，平成 14 年はじめから平成 15 年 3 月の米英等による対イラク武力行使に至るまでの当省内における検討や意思決定過程に関する検証結果をまとめたものである。原処分は，法 5 条 3 号及び 5 号が認める「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」並びに「政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」の有無を精査した結果として，文書 7 は法 5 条 3 号及び 5 号に照らして全体として開示になじむものではないと判断した。なお，文書 7（報告書）に関しては，イラク戦争当時の当省内における検討や意思決定過程の検証及び検証から得られた教訓について，他国との信

頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、文書7の内容を精査した結果、「報告の主なポイント」を新たに作成し、すでに公表していることに留意する必要がある。

文書8及び文書11は、文書7（報告書）の案文であり、これら案文を公開することにより最終版の内容を推察することが容易となることから、文書7と同様に法5条3号及び5号により不開示とした。

文書12及び文書15は、報告書作成過程において作成された文書である。具体的には、報告書の内容や構成の部内検討に係る文書及び検証方法の部内検討（人員、期間、検証結果、調査方法等）に係る文書であって、これら文書を公開することにより、文書7（報告書）の内容を推察することが可能となるため、文書7、文書8及び文書11と同様に法5条3号及び5号に該当するため不開示とすることが妥当である。

文書17は、対外公表文作成過程において作成された文書である。同文書を公表することにより、対外公表文作成に際しての協議の内容を推察することが可能となることから、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるので、法5条3号及び5号により、不開示とすることが妥当である。

#### （4）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 2 補充理由説明書

#### （1）本件対象文書について

別紙に掲げる15文書である。

#### （2）追加開示決定について

文書7（本文1枚目（1行目ないし21行目16文字目、23行目ないし27行目並びに脚注1行目及び2行目）、本文のうちの項目名、参考資料1（1枚目ないし8枚目）、参考資料2（1枚目1行目ないし3行目）、参考資料3（1枚目1行目）及び参考資料4（1枚目ないし3枚目））については、平成28年5月16日付けで、追加開示決定を行った。

#### （3）新たに開示する部分について

ア 文書4（346枚目）については、法5条3号及び5号に該当するとして不開示としたが、新聞記事であるため、開示することとする。

イ 文書4（352枚目（内線番号を除く。）、426枚目（1行目を除く。）、433枚目及び500枚目（1行目を除く。））、文書5（136枚目、175枚目（内線電話番号を除く。）、241枚目ないし243枚目、261枚目、262枚目、266枚目（内線電話番

号を除く。), 268枚目ないし270枚目, 288枚目ないし290枚目, 311枚目ないし313枚目, 319枚目, 323枚目(内線電話番号を除く。), 324枚目, 341枚目ないし343枚目, 374枚目ないし375枚目, 424枚目及び425枚目), 文書6(96枚目, 187枚目, 315枚目, 422枚目, 434枚目, 458枚目, 468枚目, 561枚目, 562枚目, 573枚目ないし575枚目, 599枚目(特定議員事務所の個人の姓, 内線電話番号及びFAX送付先を除く。), 603枚目, 604枚目, 618枚目ないし620枚目, 631枚目及び648枚目ないし650枚目), 文書10(485枚目ないし489枚目)及び文書13(370枚目ないし374枚目, 382枚目及び383枚目)については, 公表済みの情報と同旨であるため, 開示することとする。

(4) 原処分において開示されている部分について

文書3(415枚目), 文書4(342枚目, 351枚目, 421枚目, 431枚目及び483枚目), 文書5(171枚目, 179枚目, 181枚目, 182枚目, 254枚目ないし256枚目, 284枚目ないし286枚目, 307枚目ないし309枚目, 316枚目, 317枚目, 321枚目, 333枚目ないし335枚目, 353枚目ないし355枚目, 402枚目, 403枚目, 513枚目及び514枚目), 文書6(109枚目, 172枚目, 199枚目, 312枚目, 316枚目, 428枚目, 454枚目, 460枚目, 473枚目, 491枚目, 492枚目, 564枚目, 565枚目, 586枚目ないし588枚目, 606枚目ないし608枚目, 622枚目ないし624枚目, 634枚目, 640枚目, 641枚目及び653枚目ないし655枚目), 文書9(207枚目), 文書10(522枚目ないし526枚目), 文書13(246枚目, 357枚目ないし363枚目)及び文書18(1枚目ないし4枚目及び13枚目ないし30枚目)については, 本来不開示とすべきところ, 開示決定通知書にはその旨明記されていない。

しかしながら, 当該部分は, 法5条3号及び5号に該当し, 開示することはできない。

(5) 理由説明書の補充について

ア 文書4(352枚目), 文書5(175枚目, 266枚目及び323枚目)の不開示部分については, 公にすることにより, 関係国との信頼関係を損なうおそれがあるとともに, 政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため, 法5条3号及び5号に該当し不開示としたが, 公表慣行のない職員の内線番号に関する情報であり, 公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので, 同条6号の不開示事由を追加する。

イ 文書4（353枚目）及び文書6（78枚目）については、公にすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し不開示としたが、外国政府関係者との会議運営に係る情報並びに職員の公用の携帯電話番号及び内線電話番号であり、公にすることにより、外務省の会議運営事務及び行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、同条6号の不開示事由を追加する。

ウ 文書6（599枚目）の不開示部分については、公にすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し不開示としたが、個人に関する情報であるため、同条1号の不開示事由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| ① 平成26年4月3日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同月14日     | 審議                                 |
| ④ 同年5月13日   | 異議申立人から意見書を收受                      |
| ⑤ 平成28年5月9日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年6月16日   | 諮問庁から補充理由説明書を收受                    |
| ⑦ 同年7月25日   | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる15文書である。なお、原処分では18文書が特定されているが、このうち2文書（文書16及び文書19）は全部開示であり、1文書（文書18）は異議申立ての対象外と解される。

諮問庁は補充理由説明書において、本件対象文書について、原処分で不開示とした部分のうち、上記第3の2（2）に掲げる部分につき追加開示決定を行い、上記第3の2（3）に掲げる部分は開示するとしているが、その余の部分については、法5条1号、3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしている。

また、諮問庁は、補充理由説明書において、文書3（415枚目）、文書4（342枚目、351枚目、421枚目、431枚目及び483枚目）、文書5（171枚目、179枚目、181枚目、182枚目、254枚目ないし256枚目、284枚目ないし286枚目、307枚目ないし309枚目、316枚目、317枚目、321枚目、333枚目ないし

3 3 5 枚目, 3 5 3 枚目ないし 3 5 5 枚目, 4 0 2 枚目, 4 0 3 枚目, 5 1 3 枚目及び 5 1 4 枚目), 文書 6 (1 0 9 枚目, 1 7 2 枚目, 1 9 9 枚目, 3 1 2 枚目, 3 1 6 枚目, 4 2 8 枚目, 4 5 4 枚目, 4 6 0 枚目, 4 7 3 枚目, 4 9 1 枚目, 4 9 2 枚目, 5 6 4 枚目, 5 6 5 枚目, 5 8 6 枚目ないし 5 8 8 枚目, 6 0 6 枚目ないし 6 0 8 枚目, 6 2 2 枚目ないし 6 2 4 枚目, 6 3 4 枚目, 6 4 0 枚目, 6 4 1 枚目及び 6 5 3 枚目ないし 6 5 5 枚目), 文書 9 (2 0 7 枚目), 文書 1 0 (5 2 2 枚目ないし 5 2 6 枚目), 文書 1 3 (2 4 6 枚目, 3 5 7 枚目ないし 3 6 3 枚目) 及び文書 1 8 (1 枚目ないし 4 枚目及び 1 3 枚目ないし 3 0 枚目) (以下, 併せて「本件開示部分」という。) については, 本来不開示とすべきところ, 原処分ではその旨記載されていないが, 法 5 条 3 号及び 5 号に該当し, 開示することはできない旨説明している。しかしながら, 本件開示部分は, 原処分(開示決定等通知書)において開示されている部分であるから, 異議申立ての対象外と解されるので, 当審査会では, 当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

異議申立人は, 本件対象文書のうち, 法 5 条 3 号及び 5 号により不開示とされた部分の開示を求めていることから, 以下, 本件対象文書の見分結果に基づき, 異議申立人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について検討する。

なお, 当審査会事務局職員をして外務省ホームページを確認させたところ, 「対イラク武力行使に関する我が国対応(検証結果)」と題する文書及びその添付資料である「報告の主なポイント」(以下, 併せて「公表文書」という。)が掲載されており, 公表文書には, 平成 1 5 年 3 月の米英等による対イラク武力行使に関する我が国の対応について, 外務省の検証チームによる検証(以下「本件検証」という。)が行われたこと及び本件対象文書の要点が記載されていることが認められた。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 他国と協議した内容等について

別表の番号 1 に掲げる部分には, イラクに対する武力行使等について, 他国等から得た情報, 他国等と協議した内容等が記載されている。

当該部分は, これを公にすることにより, イラクに対する武力行使等に関する他国等との協議内容等が明らかとなり, 他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法 5 条 3 号に該当し, 同条 5 号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

### (2) 政府部内で協議・検討した内容等について

別表の番号 2 に掲げる部分には, 他国等との協議における我が国の政府関係者の発言振りを含め, 対イラク武力行使に関する我が国の対応等

について，政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，対イラク武力行使に関する我が国の対応等に関する政府部内での協議・検討内容及び他国等との協議内容等が明らかとなり，安全保障に関する政府部内の考え方，関心事項等が推察され，国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### (3) 報告書について

文書7は，平成15年3月の米英等による対イラク武力行使に関する我が国の対応について，本件検証の結果をまとめた報告書である。

#### ア 文書7の本文について

本文（1枚目（1行目ないし21行目16文字目，23行目ないし27行目並びに脚注1行目及び2行目）及び項目名を除く。）については，対イラク武力行使に関し，当時の国際情勢，我が国政府が他国等から得た情報等に基づき政策決定する過程，関係者等が具体的に記載されている。

当該部分は，その枚数も含め，これを公にすることにより，我が国政府の外交関係に関する情報収集能力，情報の分析能力，政策決定能力等が推察され，国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### イ 文書7の参考資料2について

参考資料2（1行目ないし3行目を除く。）には，検証チームの構成員の氏名等が記載されており，これを公にすることにより，情報を得ようとする者から当該構成員に対し不当な働き掛けが行われ，本件検証の内容が明らかになることによって，我が国政府の外交関係に関する情報収集能力，政策決定能力等が推察され，国の安全が害されるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### ウ 文書7の参考資料3について

参考資料3（1枚目1行目を除く。）については，本件検証の参考資料が記載されており，これを公にすることにより，我が国政府の外交関係に関する情報収集能力等が推察され，国の安全が害される

おそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 検討過程の情報について

文書8，文書11，文書12，文書15及び文書17（下記に掲げる部分を除く。）には、対イラク武力行使に関する我が国の報告書を作成する際の検討内容が記載されており、当該部分のうち、下記に掲げる部分を除く部分には、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書17（1枚目（上部メモ書きを除く。）ないし6枚目）については、公表されている情報と同旨の情報であり、これを公にしたとしても、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれ及び政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 職員の内線電話番号等について

文書4（352枚目）及び文書5（175枚目，266枚目及び323枚目）の不開示部分には、報道関係者との連絡のため、職員の内線電話番号が記載されており、文書4（353枚目）及び文書6（78枚目）には外国政府関係者との会議運営に係る情報並びに職員の公用の携帯電話番号及び内線電話番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、同情報が本来の目的以外に使用され、外務省が行っている事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 個人に関する情報について

文書6（599枚目）の不開示部分には、特定議員事務所所属の個人の姓、内線電話番号及びFAX送付先が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条3

号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

上記1のとおり、本件開示部分は、諮問庁が理由説明書で初めて主張したものであり、本件対象文書につき、原処分の段階で、開示すべき情報があるか否かについて十分精査した上で、不開示部分を特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきである。

また、原処分については、開示決定等通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、諮問庁が、異議申立てに対する決定において、原処分で開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することは、原処分を異議申立人に不利益に変更しようとするもので許されない（行政不服審査法47条3項ただし書）。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、文書17（1枚目（上部メモ書きを除く。）ないし6枚目）は、同条3号及び5号のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 2 発言応答要領等
- 文書 3 公電等（関係国とのやりとり等）①
- 文書 4 公電等（関係国とのやりとり等）②
- 文書 5 イラク戦争関連資料①
- 文書 6 イラク戦争関連資料②
- 文書 7 報告書
- 文書 8 報告書案①
- 文書 9 国会答弁等
- 文書 10 公電等（関係国とのやりとり等）③
- 文書 11 報告書案②
- 文書 12 イラク検証関連資料①
- 文書 13 イラク戦争関連資料③
- 文書 14 公電等（関係国とのやりとり等）④
- 文書 15 イラク検証関連資料②
- 文書 17 対外公表案

（注）文書番号及び文書名は，諮問庁が補充理由説明書に記載した文書番号及び文書名に倣う。

## 別表

番号	文書	枚・行
1	文書 2	7枚目ないし14枚目, 30枚目, 64枚目ないし75枚目, 103枚目ないし107枚目, 232枚目, 233枚目, 268枚目, 269枚目, 271枚目及び272枚目
	文書 3	1枚目ないし21枚目, 26枚目ないし40枚目, 48枚目ないし56枚目, 92枚目ないし114枚目, 116枚目ないし186枚目, 192枚目ないし361枚目, 365枚目ないし367枚目, 384枚目ないし391枚目, 394枚目ないし398枚目, 404枚目ないし407枚目, 440枚目ないし442枚目, 455枚目ないし520枚目, 534枚目ないし550枚目及び557枚目ないし606枚目
	文書 4	1枚目ないし24枚目, 31枚目ないし40枚目, 46枚目ないし81枚目, 89枚目ないし127枚目, 133枚目ないし314枚目, 330枚目ないし332枚目, 347枚目ないし350枚目, 354枚目ないし356枚目, 361枚目ないし375枚目, 379枚目ないし381枚目, 390枚目ないし394枚目, 409枚目ないし420枚目, 427枚目ないし430枚目, 436枚目ないし482枚目, 503枚目ないし505枚目, 510枚目ないし513枚目, 518枚目ないし520枚目及び534枚目ないし537枚目
	文書 5	275枚目ないし283枚目, 322枚目及び325枚目ないし332枚目
	文書 6	60枚目ないし62枚目, 84枚目, 135枚目5行目ないし13行目, 136枚目ないし171枚目, 423枚目ないし425枚目, 469枚目ないし471枚目, 602枚目, 605枚目及び638枚目下から19行目ないし21行目
	文書 10	151枚目ないし163枚目, 185枚目ないし197枚目, 200枚目, 201枚目, 214枚目ないし218枚目, 236枚目ないし265枚目, 268枚目ないし282枚目, 292枚目ないし297枚目, 325枚目ないし377枚目, 413枚目ないし454枚目, 490枚目ないし500枚目及び506枚目ないし521枚目
	文書 13	173枚目ないし179枚目及び182枚目ないし187

		枚目
	文書 1 4	1 枚目ないし 7 枚目及び 2 2 7 枚目ないし 2 3 9 枚目
2	文書 2	1 5 枚目ないし 2 9 枚目, 3 1 枚目ないし 4 8 枚目, 5 4 枚目ないし 6 3 枚目, 7 6 枚目ないし 1 0 2 枚目, 1 0 8 枚目ないし 1 6 1 枚目, 1 6 5 枚目ないし 2 0 0 枚目, 2 0 6 枚目ないし 2 2 4 枚目, 2 3 4 枚目ないし 2 4 3 枚目, 2 5 6 枚目ないし 2 5 9 枚目, 2 6 1 枚目ないし 2 6 7 枚目, 2 7 0 枚目, 2 7 3 枚目ないし 2 8 6 枚目, 2 9 0 枚目, 2 9 4 枚目及び 3 0 1 枚目ないし 3 0 3 枚目
	文書 3	2 2 枚目ないし 2 5 枚目, 4 1 枚目, 4 2 枚目, 5 7 枚目ないし 6 1 枚目, 1 8 7 枚目ないし 1 9 1 枚目, 3 6 2 枚目ないし 3 6 4 枚目, 4 0 8 枚目ないし 4 1 0 枚目, 4 1 6 枚目ないし 4 2 0 枚目, 4 2 3 枚目ないし 4 3 9 枚目, 4 4 3 枚目ないし 4 4 6 枚目, 4 5 2 枚目ないし 4 5 4 枚目, 5 2 1 枚目ないし 5 3 3 枚目, 5 5 1 枚目ないし 5 5 6 枚目, 5 6 8 枚目及び 5 6 9 枚目
	文書 4	2 5 枚目ないし 3 0 枚目, 4 1 枚目ないし 4 5 枚目, 8 2 枚目ないし 8 8 枚目, 1 2 8 枚目ないし 1 3 2 枚目, 3 5 7 枚目ないし 3 6 0 枚目, 3 7 6 枚目ないし 3 7 8 枚目, 3 8 2 枚目ないし 3 8 9 枚目, 3 9 5 枚目ないし 4 0 8 枚目, 4 3 4 枚目, 4 3 5 枚目, 5 0 1 枚目及び 5 0 2 枚目
	文書 5	1 枚目ないし 1 2 4 枚目, 1 3 7 枚目ないし 1 7 0 枚目, 1 7 6 枚目ないし 1 7 8 枚目, 2 4 4 枚目ないし 2 5 3 枚目, 2 6 4 枚目, 2 6 5 枚目, 2 7 1 枚目ないし 2 7 4 枚目, 2 9 1 枚目ないし 3 0 6 枚目, 3 1 4 枚目, 3 1 5 枚目, 3 1 8 枚目, 3 4 4 枚目ないし 3 5 2 枚目, 3 7 6 枚目ないし 4 0 1 枚目及び 4 2 6 枚目ないし 5 1 2 枚目
	文書 6	1 枚目ないし 5 9 枚目, 6 3 枚目ないし 7 7 枚目, 9 7 枚目ないし 1 0 8 枚目, 1 8 8 枚目ないし 1 9 8 枚目, 4 2 6 枚目, 4 2 7 枚目, 4 3 5 枚目ないし 4 5 3 枚目, 4 5 9 枚目, 4 7 2 枚目, 5 7 6 枚目ないし 5 8 5 枚目, 6 2 1 枚目, 6 5 1 枚目及び 6 5 2 枚目
	文書 9	1 7 7 枚目ないし 2 0 6 枚目及び 2 0 8 枚目ないし 2 2 3 枚目
	文書 1 0	2 8 3 枚目ないし 2 9 1 枚目, 2 9 8 枚目ないし 3 2 4 枚目, 3 7 8 枚目ないし 4 1 2 枚目, 4 5 5 枚目ないし 4 5 9 枚目及び 5 0 1 枚目ないし 5 0 5 枚目

	文書 1 3	1 8 枚目ないし 2 9 枚目, 5 2 枚目ないし 5 6 枚目, 3 6 4 枚目ないし 3 6 9 枚目, 3 7 5 枚目及び 3 7 6 枚目
--	--------	---